

(2)子の扶養申請

認定基準を満たしていることの他、下記条件に当てはまる者を扶養認定審査対象者とします。
また、下記に示す書類以外にも必要に応じて別途書類を提出いただく場合があります。

ア. 出生による場合

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・配偶者の源泉徴収票(写)等(配偶者が被扶養者でない場合)

イ. 16才未満の場合(義務教育終了までの者)

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・被扶養者申請書(別居の場合)
 - ・継続的(6ヶ月以上)な送金の事実が確認できるもの(別居の場合)
※ 手渡しは認められません
 - ・配偶者の源泉徴収票(写)等(配偶者が被扶養者でない場合)

ウ. 16才以上学生の場合 ※学生とは修業年限1年以上の者として

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・学生証の写または在学証明書(入学許可書は不可)
 - ・被扶養者申請書(別居の場合)
 - ・継続的(6ヶ月以上)な送金の事実が確認できるもの(別居の場合)
※ 手渡しは認められません。
 - ・配偶者の源泉徴収票(写)等(配偶者が被扶養者でない場合)

エ. 16才以上(学生以外)の場合

① 病気の場合

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本
 - ・被扶養者申請書
 - ・直近の課税、非課税証明書
 - ・医師の診断書
 - ・配偶者の源泉徴収票(写)等(配偶者が被扶養者でない場合)

② 無職、フリーター等の場合

- (条件)
1. 年収は被保険者の年収の1/2未満であること。
 2. 年間収入が130万円未満(障害年金受給者は年間180万円未満)であること。
 3. 同居していること。
 4. 20才未満の者または20歳以上の者であって働くことができない特別な理由がある者もしくは学校卒業後1年未満の者
 5. パート勤務者等である場合は、勤務時間、勤務日数が一般社員のおおむね4分の3未満であること。

- 提出書類
- ・被扶養者異動届
 - ・住民票(3ヶ月以内の発行で世帯全員の続柄記載のあるもの)※住民票謄本

- ・被扶養者申請書
- ・直近の課税、非課税証明書
- ・給与明細 6 ヶ月分の写し
- ・配偶者の源泉徴収票(写)等(配偶者が被扶養者でない場合)